

健発0114第2号
平成22年1月14日

各
〔都道府県知事〕
〔指定都市市長〕 殿
〔中核市市長〕

厚生労働省健康局長

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）
の一部改正について（通知）

臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の運用に関しては、平成9年10月8日付け健医発第1329号厚生省保健医療局長通知の別紙「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）を定めているところですが、第171回通常国会において、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号。以下「改正法」という。）が成立し、平成21年7月17日に公布されたところです。

改正法の内容は、本人の意思が不明な場合であっても、家族・遺族の承諾により脳死判定・臓器摘出を可能とすること、臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族へ臓器を優先的に提供する意思を表示できることとすること等となっています。

改正法の施行日は、公布の日から起算して1年を経過した日（平成22年7月17日）とされていますが、親族への臓器の優先提供に関する規定については、公布の日から起算して6月を経過した日（平成22年1月17日）とされていることから、今般、ガイドラインを別添新旧対照表のとおり改正し、平成22年1月17日から施行することとしました。

つきましては、貴職におかれては、その趣旨を踏まえ、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知についてご配慮願います。

なお、改正後のガイドライン全文を参考として添付したので、ご活用下さい。